## 5. 海外特許庁/機関への優先権書類の電子的送付件数

\_(1) 二庁間での優先権書類の電子的交換(二庁間PDX)を利用した優先権書類の送付件数(特許・実用新案)

国コード	国・地域・機関名	2 0	16年	2 0	17年	2 (	018年	2 0	19年	2 0	20年
EP	欧州特許庁(EP0)	(3)	6, 139	(4)	6, 077	(0)	6, 237	(1)	4, 939	(0)	2, 374
KR	韓国	(16)	5, 643	(11)	5, 432	(13)	6, 142	(10)	3, 715	(6)	1, 525
TW	台湾	(17)	9, 910	(16)	11, 364	(18)	13, 822	(11)	13, 339	(21)	12, 031
US	米 国	(6)	48, 816	(5)	37, 474	_	_	_	_	_	_
	合 計	(42)	70, 508	(36)	60, 347	(31)	26, 201	(22)	21, 993	(27)	15, 930

## (2) 世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス (DAS) を利用した優先権書類の送付件数

## 特許・実用新案

国コード	国・機関名	2016年		2017年		2018年		2019年		2020年	
BR	ブラジル	_	-	-	-	(0)	0	(0)	15	(0)	27
CA	カナダ		_	_	_	_	_	(0)	2	(0)	97
CL	チリ	_	_	_	_	_	_	(0)	3	(0)	4
CN	中 国	(54)	13, 175	(37)	17, 758	(42)	22, 803	(48)	23, 696	(51)	21, 559
EA	ユーラシア特許庁(EAPO)	_	_	(0)	0	(0)	0	(0)	8	(0)	8
EP	欧州特許庁(EP0)		_	_	_	(0)	94	(0)	1, 574	(0)	3, 210
FI	フィンランド	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	3
GB	英国	(0)	38	(0)	128	(0)	127	(0)	117	(0)	142
ΙB	世界知的所有権機関(WIPO)	(18)	31, 055	(24)	40, 186	(20)	43, 936	(25)	46, 687	(16)	44, 663
ΙL	イスラエル	_	_	_	_	_	_	(0)	2	(0)	3
IN	インド		_	_	_	(0)	0	(0)	1	(0)	0
KR	韓 国		_	_	_	(1)	51	(1)	698	(7)	2, 695
NL	オランダ	<u> </u>	_	_	_	(0)	2	(0)	1	(0)	30
NZ	ニュージーランド	(0)	0	(0)	0	(0)	3	(0)	20	(0)	14
SE	スウェーデン	(0)	3	(0)	1	(0)	3	(0)	7	(0)	0
US	米 国		-	(1)	6, 625	(6)	34, 037	(4)	42, 162	(0)	38, 612
	숨 計	(72)	44, 272	(62)	64, 698	(69)	101, 056	(78)	114, 993	(74)	111, 067

## 意匠

国コード	国・機関名	2020年
CN	中 国	956
CO	コロンビア	1
EM	欧州連合知的財産庁(EUIPO)	182
ΙL	イスラエル	7
ΙN	インド	2
KR	韓国	331
US	米 国	32
	合 計	1, 511

- 注1: ( )は実用新案の件数を内数で示す。 注2: 二庁間PDXの対象は特許・実用新案のみ。
- 注3: 米国との二庁間PDXは2017年9月30日をもって終了し、同年10月1日以降はDASを利用した優先権書類の電子的交 換に移行した。米国については、(1)は2017年9月30日までの、(2)特許・実用新案は同年10月1日以降の 送付実績を示す。
- 注4: 韓国及び欧州特許庁(EPO)については、2018年12月1日から、従来の二庁間PDXに加えて、DASを利用した優先 権書類の電子的交換を開始した。なお、両庁との二庁間PDXの運用は、2020年6月30日までになされた出願を もって終了し、同年7月1日以降になされた出願についてはDASを利用した優先権書類の電子的交換に一本化し た。
- 注5: DASに参加している庁/機関のうち、(2)の表に記載のない庁/機関へは、当該サービスを利用した送付実績 はない。
- 注6: (2)の表の「-」は、当該庁/機関がDASを利用して優先権書類を第一国から取得する庁(取得庁)としての 運用を開始していないことを示し、「0」は、取得庁としての運用を開始しているが送付実績がないことを示 す。
- 注7: 2020年1月1日から、DASを利用した意匠優先権書類の電子的交換が開始されている。(商標は対象外)

問合せ先:総務課情報技術統括室